

安心 & 安全な毎日のために 防災編

春の全国 火災予防運動

3月に入ると、空気が乾燥し、また強い風が吹くことから、火災が発生しやすい状況となります。

3月1日から7日までは、「春の全国火災予防運動」期間となっております。さまざまな取り組みが実施されます。また併せて、山火事予防、車両火災予防の運動も実施されます。



防火診断で火災の芽をつみとる



消火器は正しく使えますか

庄原消防署管内でも、林野火災想定訓練や、防火診断・防火教室などを予定しています。この運動を機会に、職場や家庭で火災予防について話し合ってみませんか。

住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

- ① 3つの習慣
 - ★寝たばこは絶対やめる。
 - ★ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ★ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ② 4つの対策
 - ★逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器などを設置する。
 - ★寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - ★火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - ★お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

くらしと契約

水質に関する 悪質商法にご用心

最近市内で、「上水道についてのアンケートに答えてもらえれば、無料の浄水器をお持ちします」と電話がかかり、断つてもしつこく同じ電話がかかるという相談がありました。

全国の相談事例では、これらのアンケートに回答してしまつた場合、お礼として簡易な浄水器を持って訪問し、それを糸口に高額な浄水器を勧められる場合や、浄水器は無料だったがカートリッジの長期契約をさせられたなどの場合があります。

この他にも、水質検査や水道管の清掃を理由に訪問し、高額な機器の購入を勧めることもあります。こういった

場合は、アンケートやプレゼントなどに惑わされず、いらぬものはきっぱりと断ることが大切です。

事例の場合は訪問販売となり、この場合、浄水器は「特定商取引に関する法律」で「指定商品」とされているため、契約書面の受領日から8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で解約できます。ただし、契約時に消費者側が業者を呼んだり、約束をして来てもらつたりした場合は訪問販売にならず、クーリング・オフもできません。

なお、訪問業者が「水道局から来た」と公的機関などを装う場合もありますが、市では、上水道に関するアンケートや浄水器の販売・斡旋は行っていません。怪しいと思つた場合は、水道課へ確認してください。

■問い合わせ

- 市民生活課生活安全係
☎0824-73-1154
- 庄原市消費生活相談コーナー
☎0824-73-1228
- 水道課庶務係
☎0824-73-1169